

## 「（仮称）緑の有する公益的機能の活用に関する条例（案）」への御意見に対する考え方について

- 1 実施期間  
令和4年10月17日（月） から 30日（日） まで
- 2 御意見の件数  
御意見を寄せていただいた方 2人・12団体（57件）
- 3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
1	—	<p>○ （仮称）緑の有する公益的機能の促進に関する条例に対して賛同する。 茨城県の緑を持続的に守る取り組み、すばらしいことだと考える。 世界四大文明について中学校のときに学校で習ったが、そこは今どんな状態か。生活のため、戦争をするため武器を作ったことで森林を燃やしていまは全て雨がふらない砂漠である。 一方、日本は森林が多く、水に恵まれた国土である。これは地理的なものではなく、日本が太古の昔から森を守ってきたからではないか。</p> <p>日本すなわちJapanの意味は、漆器の意味である。 最古の漆器は約12,600年前のものが発見され、さらに漆を栽培していることもわかっている。植林である。 日本は太古の昔から森を守り続け、今日がある。日本三大神宮の鹿島神社がある茨城県である。日本書紀、古事記では天照大神の弟である素盞鳴尊はご存じだと思う。 素盞鳴尊は荒ぶる神として知られているが、実は植林の神様でもある。 日本は、森、川、田畑を大事に守ってきたから今の日本の姿があると思う。</p> <p>森は県土の強靱化に森を守ることは重要なこと考える。 森が消えると、洪水も起こる、風の量と向きが変わって、さいごは雨も降らなくなる。 それは洪水だけではなく、農作物の生産にもおよぶと考える。 地峡温暖化で森は、CO2をO2に変える唯一のものである。 メガソーラーや風力発電で森を壊すのは全くの筋違いである。 条例に、森を所有している県民（日本人）にはその面積に応じてCO2をO2に変えたことで税金の還付はどうか。 また、海も海藻がありそこを守っている漁協にも税金の還付も提案する。</p> <p>メガソーラーや風力発電は考え直さないか。 メガソーラーは森を破壊し、短寿命や高廃棄物、なにより地球温暖化の原因のCO2をO2に変えてくれない。 風力発電は効率が悪過ぎる。森だとそれを設置するのに森を壊し、町だと超低周波で人間と動物に悪影響を与え海だと田畑の風の量を変え、台風で壊れるまたは空中より効率良く伝わる音だから魚に影響を与えるのは必至だ。 ソーラー発電は茨城県の砂漠に設置してはどうか、茨城県の砂漠とは住宅の屋根で十分ではないか。</p> <p>太陽光発電に代わるものとして私は、太陽熱温水器と断熱リフォームをもっとすすめるべきだと考える。省エネを推進するものである。 古い技術かもしれないが、私はメーカーで勤務している時に太陽光発電システムと太陽熱温水器を開発する部署に在籍していた。 太陽エネルギーを太陽熱温水器は50%効率で変換できる。対して太陽光発電は20%止まりで、さらに蓄電池を含めて15年ぐらしか持たない。太陽光発電はエネルギー総量から考えると太陽熱温水器を超えることができない。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、森林は、県土の保全や水源のかん養といった様々な機能を有しており、日本が森林や水に恵まれているのは、先人たちが森林を守る努力を積み重ねてきた結果であると認識しております。自然災害等が多発する今、将来に渡り、森林等とよい関係が築いていけるよう、適正な整備や管理を推進していく取組が重要であります。 御懸念を踏まえ、発電施設の設置等のための森林開発が適正に行われるよう、第9条に規定を置いております。 また、税制に関する御提案や住宅、家庭用電気製品、燃料等への御提言等につきましては、条例制定後の施策の検討に際し、大変貴重なものでございます。県執行部にもお伝えして、役立てていきたいと考えます。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
		<p>太陽熱温水器は電気にならないだけでエネルギーを簡単に熱として蓄熱できる。家庭の消費エネルギー30%は給湯だ。これが節約できる。</p> <p>さらにサイバーセキュリティーの面でも安全である。蓄電池を含む太陽光発電システムのプログラムをちょっといじれば家を燃やしてしまうのも、送電システムをダウンさせるのも簡単にできる。</p> <p>また断熱改修として窓を二重窓にすることにも補助をしたらどうか。窓から冬場は温熱58%、夏場は75%の冷熱が逃げていく。二重窓で省エネである。省エネで使わなかったガス(化石燃料)は高効率発電で電気を作るのに使用したらいいと考える。家庭用のガスでつかうのは勿体無い。</p> <p>また、原子力発電推進も願う。森、海を壊さないで結果として森をまもることになる。福島原発の件もあるので大変心配されているかもしれないが、欠陥だらけの米国の原発でも、あの地震と津波に原子炉は耐えていた。電源さえ確保できていけばなんのことはなかったのである。現在の安全性は福島のとときと比べ物にならない。</p>	
2	第4条 (県の責務)	<p>○ 近年、森林・林業においては、森林経営計画制度や森林環境譲与税の制度設計が進み、市町村の役割が重要視されている。しかしながら、市町村の取り組みは必ずしも進んでいるとはいえない状況だと考える。</p> <p>県としても、市町村への指導や林業行政の執行体制の整備など、引き続き適切な対応をお願いするとともに、森林の循環利用の取組への支援をお願いしたい。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>第4条第2項において、県と市町村の相互の連携・協力を規定したほか、第23条において、県は市町村の取組に対し、必要な支援を行うことを規定しております。</p> <p>県と市町村の役割分担に関する貴重な御意見でありますので、森林の循環利用に関する御提案とともに、県執行部にもお伝えしたいと考えます。</p>
3	第9条 (緑の整備等の推進)	<p>○ 森林の公益的機能の発揮のためには、森林の循環利用による持続的な経営がなされることが必要である。その中で、伐採した後の再造林が最も重要である。森林湖沼環境税を活用しての「いばらきの森再生事業」は非常に効果的ですので是非継続をお願いしたい。</p> <p>近年、森林を伐採して太陽光発電施設を設置する例を散見する。大規模なものから小規模なものまでありますが、しっかりした災害対策と管理放棄されない対策が必要と感じている。</p> <p>条例による規制が必要ではないか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>森林の循環利用や再造林の重要性など、本条例施行後の取組の上で貴重な御意見をいただきましたので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。</p> <p>なお、太陽光発電施設の設置行為を直接規制するものではありませんが、本条例でも、第9条で、県が、森林での開発行為に係る許可等に際し森林の公益的機能が維持されるよう配慮することや、森林での開発行為を行う者が、ガイドライン等にとり適正に行うことについて、規定しております。</p> <p>御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>
4	条例全体	<p>○ 「緑」という言葉に対しては、一般市民の関心は高いと思われませんが「森林」「山林」となるとかなり低いと感じている。</p> <p>公園や緑地帯、農地、庭園などの広い意味での「緑」をきっかけに、森林への関心が高まることを期待している。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、緑化に対する理解度と比べますと、森林の管理の必要性等への理解は、まだ十分ではないと考えております。</p> <p>本条例の施行後の具体的な取組がご期待に応えるものとなるよう、御意見を県執行部とも共有させていただきます。</p>
5	第4条(県の責務)、第5条(市町村の役割)	<p>○ 森林・林業においては、県や市町村の取り組みが重要と考える。特に、森林環境譲与税や森林経営管理制度が始まって、市町村の取り組みは大変重要と思う。本条例の制定を含めて、県は、市町村への指導や執行体制の整備など、引き続きしっかりした対応をお願いしたい。今が絶好の機会である。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、森林・林業において、地方自治体の取組は非常に重要であると認識しております。</p> <p>特に市町村が果たす役割は大きいものでありますので、市町村における緑の整備等に関する施策の推進に資するため、第4条第2項に県と市町村の相互の連携・協力を規定したほか、第23条において、県は市町村の取組に対し、必要な支援を行うことを規定しております。</p> <p>本条例に基づく取組への御期待と御意見として、県執行部にもお伝えしたいと考えます。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
6	第9条 （緑の整備等の推進）	○ 緑の公益的機能を持続的に発揮させるためには、単年度では効果が出ない。 特に、森林については、循環利用、特に伐採後の再造林が重要だと考えている。伐採跡地については、森林湖沼環境税活用事業である「いばらきの森再生事業」は、森林の循環利用を進めるうえで非常に効果的で、継続することにより整備する計画が立てやすいと考えているので、ぜひ、継続をお願いしたい。 近年、森林において大規模な太陽光発電開発や中小規模の開発が進んでいるが、中小規模の太陽光発電についても大雨等により災害が発生し周辺に被害が及ぶ恐れがある。県や市町村の適切な対応により対策をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、緑の公益的機能を持続的に発揮させるためには、長期的な計画が求められると考えております。 このため、第22条において、緑の整備等に関する計画の策定について規定しております。 また、森林の循環利用や再造林の重要性などにつきましては、本条例施行後の取組の上で貴重な御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。 なお、太陽光発電施設の設置行為を直接規制するものではありませんが、本条例でも、第9条で、県が、森林での開発行為に係る許可等に際し森林の公益的機能が維持されるよう配慮することや、森林での開発行為を行う者が、ガイドライン等にのっとり適正に行うことについて、規定しております。
7	第10条 （目指すべき緑への誘導等）	○ 里山の自然を守ることが、鳥獣害の予防にもなると思われるので、保全や管理が大切だと考えている。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、県民にとって身近な森林である里山を守るとは、鳥獣害対策に寄与するものと考えます。本条例施行後の具体の取組に関し、参考となる御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
8	第11条 （災害に強い緑づくり）	○ 地球温暖化に伴い、ゲリラ豪雨が頻発しているため、対策が必要と考えている。森林の持つ国土保全機能を発揮するためには、環境の整備や間伐などの森林整備とともに治山治水対策が大切と思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、自然災害が頻発化している中、森林の持つ国土保全機能が発揮できるよう森林整備を適正に実施し、治山治水対策を講じていくことは重要であると認識しております。施策の推進に資するよう、御意見を県執行部とも共有させていただきます。
9	第12条 （海岸の緑に関する施策）	○ 海岸防災林は、本県の海岸地帯の生活の保全のためには重要な森林と思う。積極的な保安林指定を進め、樹種転換等の施策を適切に行い海岸林としての機能を維持してもらいたい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、海岸防災林の果たす役割は重要でありますので、第12条において、その積極的な整備について規定しております。 保安林指定や樹種転換等に関する御提案につきましては、本条例施行後の具体の取組に活かせるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
10	第14条 （道路等の緑に関する施策）	○ 道路交通の安全確保のためには、道路に接続する森林の管理も課題と思う。こうした森林の整備には、県や市町村等の支援や制度があると有難いと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、道路に接続する森林の管理も課題であると認識しており、第14条第2項において、沿道の樹木の適正管理に係る所有者等の努力義務を規定しております。 沿道の樹木の所有者等に対する支援の必要性についての御提案につきましては、条例施行後の施策に活かされるよう、県執行部にも共有させていただきます。
11	第18条 （緑の所有者等の意欲の高揚等）	○ 緑の所有者の意欲の高揚を図るための政策として情報提供、技術の指導等について、林業普及指導業務の執行体制の充実をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 第21条において、県は、専門的な人材の確保及び育成を図るために必要な施策を講ずることを規定しております。 林業普及指導業務の執行体制の充実に関しましては、本条例施行後の取組に関する具体の御提案として貴重でありますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
12	第19条 （県民の理解の促進）	○ 緑の公的機能の活用を進めるためには、県民の理解と関心を深めることは重要なことである。本条例について、広報活動や様々なイベント等を通じて緑の大切さをPRしてほしい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、本条例について様々な機会を通じて県民の皆さまに周知し、緑の大切さをPRしていくことは重要であります。 本条例施行後の取組を後押しする貴重な御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
13	第21条 （人材の育成及び確保）	○ 緑の保全と活用の担い手となるのは、その多くが緑の所有者と林業従事者である。特に、地域の担い手となる森林組合や林業事業者が森林・林業を支えていると思う。長期にわたってこの体制を維持するためには、森林組合や林業事業者の経営基盤の強化、森林整備の執行体制の強化が必要と考えるので、緑の雇用事業や各種の研修等による人材の育成・確保、事業者へ支援策の充実をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 森林組合や林業事業者が森林や林業を支える上で、中心的な役割を果たしていることは御指摘のとおりでございます。 御提案の人材の育成・確保、事業者へ支援策の充実につきましては、第21条において、県が必要な施策を講ずることを規定しております。 なお、森林組合や林業事業者の経営基盤の強化、森林整備の執行体制の強化の必要性に関しましては、本条例施行後の施策の検討に関し貴重な御提案でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
14	第4条（県の責務）、第5条（市町村の責務）	○ 緑の有する公益的機能の活用を推進するためには、森林・林業の位置付けは最重要と考える。特に、森林環境譲与税や森林経営管理制度が始まって、県や市町村の体制強化や取り組みは大変重要と思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、県や市町村の取組は非常に重要であると認識しております。市町村における緑の整備等に関する施策の推進に資するため、第4条第2項に県と市町村の相互の連携・協力を規定したほか、第23条において、県は市町村の取組に対し、必要な支援を行うことを規定しております。 なお、県や市町村の体制強化や取組の重要性に関する御意見につきましては、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
15	第9条（緑の整備等の推進）	○ 緑の公益的機能を持続的に発揮させ、推進するためには、長期間の対策が必要である。特に、森林については、単年度では効果が出ない。 森林湖沼環境税活用事業である「いばらきの森再生事業」は、緑の整備等を推進するために非常に効果的で、この事業を継続することにより緑の整備の推進が効果的に進められると考えております。	○ 御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、緑の公益的機能を持続的に発揮させるためには、長期的な計画が求められると考えております。 このため、第22条において、緑の整備等に関する計画の策定について規定しております。 また、「いばらきの森再生事業」への御期待につきましては、緑の整備等の推進に関して貴重な御意見と考えますので、県執行部にも共有させていただきます。
16	第10条（目指すべき緑への誘導等）	○ 里山の自然を守ることが、鳥獣害の予防にもなると思われるので、保全や管理が大切であると考えている。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、県民にとって身近な森林である里山を守るとは、鳥獣害対策に寄与するものと考えます。本条例施行後の具体の取組に関し、参考となる御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
17	第11条（災害に強い緑づくり）	○ 地球温暖化に伴い、ゲリラ豪雨が頻発しているため、対策が必要と考えている。 森林の持つ機能を発揮するためには、間伐や皆伐、再造林などの森林整備とともに治山治水対策が重要である。	○ 御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、自然災害が頻発化している中、森林の持つ機能が発揮されるようにするためには、森林整備を適正に実施し、治山治水対策を講じていくことが重要であると認識しております。施策の推進に資するよう、御意見を県執行部にも共有させていただきます。
18	第12条（海岸の緑に関する施策）	○ 海外防災林は、海岸地帯の浸食や生活の保全のためには重要な森林である。 乱開発から守るため、積極的な保安林指定を進め、松くい虫被害対策や樹種転換等の施策を適切に行い海岸林としての機能を維持してもらいたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、海岸防災林の果たす役割は重要でありますので、第12条において、その積極的な整備について規定しております。 保安林指定や樹種転換等に関する御提案につきましては、本条例施行後の具体の取組に活かせるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
19	第14条（道路等の緑に関する施策）	○ 道路交通の安全確保のためには、道路維持ばかりでなく、道路に接続する森林の管理も課題と思う。こうした森林の整備には、所有者が個人では対応できないと思うので、県や市町村等の支援があると安全対策が進むと考える。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、道路に接続する森林の管理も課題であると認識しており、第14条第2項において、沿道の樹木の適正管理に係る所有者等の努力義務を規定しております。 沿道の樹木の所有者等に対する支援の必要性についての御提案につきましては、条例施行後の施策に活かされるよう、県執行部にも共有させていただきます。
20	第18条（緑の所有者等の意欲の高揚等）	○ 緑の所有者の意欲の高揚を図るための政策として情報提供、技術の指導等について、林業の専門員の役割は欠かせないと思う。普及指導業務の執行体制の充実をお願いしたい。林業は長期的な事業により成り立つと考えているので、ぜひ専門員の確保をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、緑の所有者等の意欲の高揚を図る上では、林業の専門員等の関与が重要であると考えます。 緑の整備等に関する専門的な人材の確保及び育成につきましては、第21条において、県は、必要な施策を講ずることを規定しております。 なお、普及指導業務の執行体制の充実や専門員の確保に関する御提案につきましては、本条例施行後の取組に必要なものでありますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
21	第19条（県民の理解の促進）	○ 緑の公的機能の活用を進めるためには、県民の理解と関心を深めることは重要なことである。緑の少年団活動やインターンシップなどを活用して、次代を担う子供たちに対しても緑の大切さをPRしてほしい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の大切さや緑の公益的機能について、県民の皆さま、特に子どもたちの理解と関心を深めることは重要であります。 緑の少年団活動やインターンシップなどの活用などによるPR等につきましては、本条例に基づく施策の推進に資する貴重な御提案として、県執行部にお伝えしたいと考えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
22	第21条 (人材の育成及び確保)	<p>○ 地域の林業の担い手となるのは、その多くが緑の所有者と林業従事者である。 特に、地域の担い手となる森林組合や林業事業体が森林・林業を支えていると思う。長期にわたってこの体制を維持するためには、森林組合や林業事業体の経営基盤の強化、森林整備の執行体制の強化が必要と考えるので、緑の雇用事業や各種の研修等による人材の育成・確保、事業体への支援策の充実をお願いしたい。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、地域の林業の担い手として、森林組合や林業事業体が果たす役割は重要であると認識しております。 第21条において、県は、専門的な人材の確保及び育成を図るために必要な施策を講ずることを規定しておりますが、森林組合や林業事業体の経営基盤の強化、森林整備の執行体制の強化の必要性に関する御提案は、本条例施行後の具体の取組を検討する上で大変参考となるものと考えますので、県執行部とも共有いたします。</p>
23	—	<p>○ 対象を「緑」（森林又は樹木）としたことに大いに意義あるものと感じている。 海岸部のいわゆる海岸防災林のうち、まとまりのあるマツ林は、東海村及び大洗町のマツ林が稀有な存在となっている。本県唯一のマツ林といっても過言ではない。 しかし、近接あるいは周辺マツ林の一部は、白砂青松の面影もなく、枯損が著しく、特に、原子力研究機関施設内や財務省等の管轄するマツ枯れは、機能が著しく低下している。 これらのマツ林は、飛砂防備保安林でもあり、一刻も早く、再生に向けた方策が必要である。 東海村及び大洗町では、いち早く森林環境譲与税を活用し、松くい虫被害対策（予防、駆除）を実施するとともに、地域住民はじめ公募した地域外住民を巻き込み、機能の維持、植林による再生を目指している。 また、通行量の多い国道沿いに位置することから、倒木による被害も散見されるようになっている。 地元自治体が、将来に残すべき緑の区域を定め、必要な措置を講ずることを義務化できないか（沿道から20mの範囲は早期伐倒を規定）。 義務化により、再生進捗が数段高くなるのではないか。</p> <p>一方、内陸部においても、松くい虫被害は顕著で、まとまりのあるマツ林は水戸市の森林公園が唯一の存在である。 水戸市も森林環境譲与税を活用し、松くい虫被害対策（予防、駆除）を実施するとともに、機能の維持、植林による再生を目指している。 そこに新たな問題が発生している。カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害である。 樹齢70～80年生のコナラ、クヌギ、カシ類が軒並み被害を受け、伐倒駆除等の処理が続いている。 これらの被害は、水戸市内でも市街地に存する都市緑地公園や、水戸市保存樹林地などにも及んでいる。 特に、学校林などに活用している保存樹林地にあっては、児童生徒はもとより、地域住民の安全確保の面からも、その対策が急務となっている。</p> <p>県南地区から拡大してきたこれらの被害は、県央地区の水戸市、那珂市、ひたちなか市にも広がり、県北地区にも被害があると聞いている。 これらの被害木のすべてを対象とすることは困難で、現実的ではない。 そのため、各地方自治体が、管内の緑を調査、将来に残すべき緑を特定し、地域住民、森林ボランティア、NPO法人など様々な森林整備客体と一体となって整備していく仕組みづくりが必要かと思う。CSR活動を行っている企業の参画も重要かと思う。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 将来に残すべき緑の区域を定め、必要な措置を講ずる旨のご提案につきましては、まずは、森林法第25条の2等の規定に基づく保安林の指定や道路法第44条第1項の規定に基づく沿道区域の指定、茨城県自然環境保全条例第3条第1項の規定に基づく自然環境保全区域の指定などの既存の制度を活用しつつ、県民の皆さまの自発的な取組を支援し、促進すべきものと思料いたします。 このため、第18条から第20条までにおいて、緑の所有者等や県民の意識啓発や、民間団体における緑の整備等の活動促進について規定しております。 また、ナラ枯れ被害につきましても、深刻な課題として受け止めております。 第15条や第16条において、公共施設や公園における樹木の適正管理について規定しております。 いずれにいたしましても、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
24	—	<p>○ まとまりのある緑に対し、単木的に見た、各地に存在する名木と呼ばれる緑の天然記念物について、後継樹を育成する方策があれば、優れた後世子孫を残すことができるのではないか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の整備等の推進に当たっては、まとまりのある緑だけでなく、名木の保存など、単木的な視点に立っての取組も重要であります。 名木の後継樹の育成に関しては、本条例施行後の具体の取組に資する貴重な御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
25	第9条 （緑の整備等の推進）	○ 緑の整備、特に伐採作業については重機の使用が欠かせないところである。近年、高性能林業機械の導入により整備が加速しているが、こうした重機は昭和の時代と比べ格段に大型である。 一方、昭和の時代に整備された林道は幅が細く、現在の大型トラックや大型重機が侵入できない場所も見受けられる。現在の作業工程に合わせた林道の拡張等の整備を実施してもらえれば幸いである。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の整備を行っていく上では、高性能林業機械の導入を前提に、検討していく必要があると考えます。 御指摘の林道の拡張等の整備の必要性につきましては、本条例に基づく施策を推進する上で、大変重要な御指摘でありますので、県執行部にもお伝えし、課題を共有したいと考えます。
26	第18条 （緑の所有者等の意欲の高揚等）	○ 緑の整備は長期間に渡ることから代がわりにおいて意欲が失われることが多いと感じる。伐採搬出が可能な山林について、各種支援を活用した収支モデルを作成し、黒字化を示すことで子や孫に緑を引き継がせる（子や孫が引き継ぐ）意識を持たせることが重要であると思う。同時に長期的な支援の確約を示すことが意欲の向上に繋がると思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の整備等は世代を超え、長期に渡るものであり、その所有者等の意欲の向上のための取組は重要であります。 収支の見合う山林経営のモデルの提示や長期的支援についての御提案は、本条例施行後の具体的な取組に資する貴重な内容でございますので、県執行部にも共有させていただきます。
27	第20条 （民間団体等の自発的な活動の促進）	○ 緑の整備に関する自発的な活動を促すために、カーボンニュートラルの意識を県民に持たせ、かつバイオマスエネルギーの導入について支援を拡大してもらいたいと思う。 一般家庭における薪ストーブ、温浴施設・病院・介護施設における薪ボイラーによる温水利用等に支援をすることにより、燃料確保の自発的な活動が展開されると同時に、自治体による地域通貨等での燃料買取りの仕組みと合わせ、主に広葉樹の森の利活用が促進されると思う。 また、こうした自発的な活動は里山の整備が加速されることが予想でき、イノシシ等の獣害対策にも効果を発揮すると期待できる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の整備に関する県民の自発的な活動を促していく中では、カーボンニュートラルの推進に係る意識を喚起し、その視点に基づく活動を促していくことが必要であります。 バイオマスエネルギーの導入や一般家庭における燃料確保の自発的な活動に関してまは、本条例施行後の具体的な取組の検討に際し、貴重な御提案でありますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。 なお、御提案のような取組は、県民にとって身近な森林である里山を守ることもつながるほか、鳥獣害対策に寄与するものと考えます。
28	第5条 （市町村の役割）	○ 森林に関する部署が無い又は農業と兼務である市町村が多くある。各市町村において、森林に関する専門部署設置の働きかけと、県からの専門職員の派遣等について検討してもらいたいと思う。また、現場の仕組みを知らない職員である場合スムーズに話が伝わらないことも多いので、事業体等への研修や視察など、定期的な交流ができる仕組みを構築してもらいたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 第23条において、県は市町村が行う緑の整備等に関する施策に対し、必要な支援を行うことを規定しております。 各市町村における森林に関する専門部署設置の働きかけや、県からの専門職員の派遣、事業体への研究や視察など定期的な交流ができる仕組みの構築といった御提案は、本条例施行後の具体的な取組を検討する上で大変参考となるものと考えますので、県執行部とも共有いたします。
29	第9条 （緑の整備等の推進）	○ 近年の高齢化（過疎化）や相続者見込み者が地元に住んでない状況から、伐採跡地に植林をする意識が低くなっていると思われる。また、植林が義務ではない山林について、他県の伐採業者による伐採行為が増えている。植林の技術者を抱えてない伐採業者は伐採後の山づくりのビジョンがない。 伐採後、植林されない山を少しでも減らしていくために、県・市町村からの支援を引き続き継続してもらえればありがたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、山林の伐採後の適正な整備等を行い、植林されない山を少しでも減らしていくことは重要であると認識しております。 高齢化等により伐採跡地に植林をする意識が低くなっていることや植林の技術者を抱えていない伐採業者による伐採後の山づくりのビジョンがないといった点に関しましては、重要な御指摘でございますので、県執行部と共有し、検討して参ります。
30	第21条 （人材の育成及び確保）	○ 技術者（担い手）の不足が常に叫ばれているが、未経験者に対してはマンツーマンの指導が必要であることから、事業体にとって一度に大人数の雇用は難しい状況である。よって、基本的な技術や資格が取得できる技術者養成学校があれば人材の育成・確保が進むと考える。 同時に都市部からの移住・定住対策を市町村と連携して進めていただき、新規就業のハードルを下げる施策をお願いしたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、技術者の確保は重要であると認識しておりますので、第21条において、県は、専門的な人材の確保及び育成を図るために必要な施策を講ずることを規定しております。 また、都市部からの移住・定住対策を市町村と連携して勧め、新規就業のハードルを下げていく取組に関する御提案につきましては、本条例施行後の具体的な取組に活かせるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
31	条例全体	○ 最近、シカを目撃情報が多くなってきたと聞いた。緑の整備にとってシカによる害は深刻であると思う。他県では既に深刻な害が出ているところもあり、茨城県においては害が拡大する前に駆除等の徹底的な対策を加速してもらいたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体的な取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。 なお、本県では、茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（平成30年茨城県条例第30号）を制定し、野生鳥獣による被害の防止対策を推進しております。 御理解を賜りますようお願い申し上げます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
32	第6条 （緑の所有者等の役割）	○ 先代から相続した山林について、森林組合に管理を委託し補助制度を活用した緑の整備を実施してもらった。伐採や植林などについて、経費の大部分を補助でまかなうことができ、緑の整備に対する意識が高まった。国からの補助に加算して県の森林湖沼環境税という補助が上乗せされていると聞き、今後もこのような支援を継続してもらえればありがたいと感じた。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、緑の整備に対する意識を高めていくための取組は重要であると認識しております。 御指摘の森林湖沼環境税を活用した支援の必要性につきましては、本条例に基づく施策を推進する上で、大変重要な御指摘でありますので、県執行部にお伝えしたいと考えます。
33	第7条 （県民の役割）	○ 緑の所有者ではない一般県民は、緑の公益的機能による恩恵を認識するのは困難であると思う。こうした県民に対して、緑の整備の現場への見学や教育に関するツアー・イベント等を定期的に企画し、緑に関する意識を持たせるような施策を増やしてほしいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、県民の皆さまに緑の整備の現場への見学や教育に関するツアー・イベント等を定期的に企画するなどし、緑に関する意識を持っていただくような取組は重要であると認識しております。 本条例施行後の取組を後押しする貴重な御意見でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
34	第14条 （道路等の緑に関する施策）	○ 近年、未整備となっている道路沿いの樹木は大径化し倒木時に交通の妨げになる危険がある。緑の所有者自身は伐採等の適正な管理をする技術が無いことや、業者に依頼すると多額の費用がかかることが未整備の原因だと思われる。こうした場所について、自治体からの支援が必要であると考え。また、東電やNTT等、電線管理の業者と連携した管理協定を締結できないか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体的な取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。 なお、自然災害が頻発化する中、御意見のとおり、事業者と連携し、送電線等のライフライン設備を倒木から守る取組は重要と考えております。 このため、第11条第1項に、倒木の予防に係る規定を追加いたします。
35	第5条 （市町村の役割）	○ 森林環境譲与税や森林経営管理制度が導入されているが、専門職員の不足などから十分に運用することが難しい状況であるため、市町村の必要とする幅広い事業への活用ができるよう指導や執行体制の整備に引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 市町村における緑の整備等に関する施策の推進に資するため、第4条第2項に県と市町村の相互の連携・協力を規定したほか、第23条において、県は市町村の取組に対し、必要な支援を行うことを規定しております。 森林環境譲与税や森林経営管理制度について、専門職員の不足などから十分に運用することが難しい状況であることにつきましては、大変重要な御指摘でございます。 本条例施行後の具体的な取組の参考となるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
36	第7条 （県民の役割）	○ 茨城県においては「森林湖沼環境税」による森林・湖沼の環境保全が大きな成果をあげている。今後とも継続されるよう県民の理解と協力が得られるようをお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、森林や湖沼の環境保全について、引き続き、県民の皆様の理解や協力は不可欠なものと認識しております。 第19条において、県民の理解の促進に係る取組について規定しております。 本条例施行後の具体的な取組への御期待として、県執行部とも共有させていただきます。
37	第8条 （事業者の役割）	○ 近年皆伐後の再造林を行わない森林が増加している。皆伐後の再造林の責任を緑の所有者だけではなく、伐採事業者においても指導するようお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 皆伐後の再造林の必要性や伐採事業者の責任につきましては、重要な御指摘であると考えます。 第8条において事業者の役割を規定しておりますが、御指摘の内容が本条例施行後の具体的な取組の参考となるよう、貴重な御意見として、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
38	第14条 （道路等の緑に関する施策）	○ 道路沿いや隣家へ支障のある樹木の伐採について、高額になることが多いため個人負担では対処できないことがある。公共の益に資する場合は行政の支援があると危険の除去につながると思われる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、道路沿いや住宅敷地の境界にある樹木については、費用負担の問題により、適正な管理がなされない場合がございます。 特に公益上の支障が生じる場合においては、行政の関与が必要となる場合が考えます。 御指摘は、本条例に基づく施策を検討する上で、貴重なものでありますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
39	第16条 （公園における樹木の管理）	○ 近年ナラ枯の被害が拡大している。公園利用者の安全確保の為に、研究や技術指導をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のナラ枯れについては、課題として認識しております。 第16条において、公園の樹木の計画敵かつ適正な管理について規定しておりますが、御指摘の点について、本条例施行後の具体的な施策において取組がなされるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
40	第21条 （人材の育成及び確保）	○ 「緑の有する公益的機能の活用」の主な担い手となる林業従事者は、高齢化と慢性的な人手不足が問題となっている。これらの改善は事業主の努力のみで達成できるものではないため、人材の確保・育成や事業体への支援をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、林業従事者の高齢化と慢性的な人手不足は、重要な課題として認識しております。 このため、第21条において、県は、専門的な人材の確保及び育成を図るために必要な施策を講ずることを規定しております。 事業主の努力のみで達成できるものではないことは御指摘のとおりでございますので、本条例に基づく施策の検討に資するよう、県執行部とも課題を共有させていただきたいと考えます。
41	第12条 （海岸の緑に関する施策）	○ 県の松くい虫被害対策として薬剤散布などを行っており、年々被害量が減少しているが、油断することなく継続した松くい虫被害対策が必要だと考えている。施策として、今後も引き続き海岸防災林再生を進めてもらいたい。	○ 御賛同の御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、松くい虫被害対策を講じ、海岸防災林の再生を図る取組は、継続していくことが重要と考えております。 海岸防災林再生への取組に関する御期待として、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
42	第7条 （県民の役割）	○ 県民が、県及び市町村等が実施する緑の整備等の施策及び活動に積極的に参加、協力し皆で汗を流して活動することにより結果、緑の公益的機能による恩恵や重要性を認識してもらえると感じる。 一方で、県民が緑の公益的機能とか、県土の強靱化等の条例を見ても、なかなか理解できないと思う。森林関係の仕事をしている方でも完全には理解しがたいと感じるので、イベント及びPR等を積極的に行い、小さい子供達も含め老若男女、もう少し噛み砕いた説明方法が、必要だと感じる。	○ 御意見ありがとうございます。 第19条において、県は、県民の理解及び関心を深めるための緑を活用した行事の実施等の施策を講じるよう規定しておりますので、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。 また「緑の有する公益的機能」は、県民の皆さまにはなかなか理解できないという御意見を踏まえ、本条例の目的がより伝わりやすいよう、題名を改めます。
43	第7条 （県民の役割）	○ 第7条（県民の役割）についてだが、「緑の公益的機能による恩恵を享受していることを深く認識し」とあるが、それを深く認識していない方も多くいると思う。 そこで、県民の皆さんに知ってもらうために企画や行事を開催するとよいと思う。また、参加者を増やすために参加者にメリットのある（景品、割引券配布など）行為を行うとよいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 第19条において、県は、県民の理解及び関心を深めるための緑を活用した行事の実施等の施策を講じるよう規定しております。 参加者を増やすため、参加者にメリットのある景品、割引券配布などは、本条例施行後の具体の取組についての貴重な御提案でございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
44	—	○ 森林の計画的で適切な管理や整備をするための県の責務と関係者の役割を明確にすることは大事だと思う。 この条例により森林の公益的機能が持続可能になれば、県民の関心も上がり低迷している林業関係が盛り上がり、さらに相乗効果で良くなると思う。 あとは、県による森林の整備、支援等がどこまでできるかが問題であると思う。	○ 御賛同の御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、本条例施行後の取組が肝要であると考えております。 本条例施行後の取組への御期待として、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
45	第12条 （海岸の緑に関する施策）	○ 海岸林は、植えたら終わりではなく、保全・管理を行わないと防災林としての様々な機能を十分に発揮することができない。 県内の海岸線の保安林部、民地部を管理する団体・機関・法律が異なるため防災林を維持することは難しいと思う。 そこで、行政機関や森林所有者、地域住民・ボランティアなどが連携し保全に取り組むことで海岸防災林がもつ公益目的機能が発揮でき、防災能力の向上が図られると思う。 そのためには、県や市町村、民間等が一体となって保全に取り組むために必要な条例の制定は必要だと思う。	○ 御賛同の御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、海岸林の維持保全に当たっては、様々な関係者が一体となって取り組む必要があります。 本条例の制定を通じて、行政機関と森林所有者、地域住民、関係団体との連携協力が進むことを目指しており、御意見は県執行部にもお伝えしたいと考えます。



番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
46	第6条 （緑の所有者等の役割）	○ 県、市町村、県民とともに所有者等の役割について書かれており、それぞれの役割が明確にわかりやすく書かれている。 所有者等が県、市町村の施策に対し協力することは必要だが、所有者自らが基本理念を理解し自ら行動する意識を持つことが必要だと考える。第18条に意欲の高揚等について書かれており、この情報提供や技術指導がとても重要と考える。 個人所有が多い森林では、所有者の協力が必要不可欠なので、本条例制定の際は、県民に対しての周知並びに行政の各施策に対し、皆様方の後押しをお願いしたい。	○ 御賛同の御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、県民の皆様への周知とともに、特に緑の所有者等に対する情報提供や技術指導は大変重要であります。 本条例に基づく施策の推進に資する御意見と考えますので、県執行部とも共有させていただきます。
47	第10条 （目指すべき緑への誘導等）	○ 目指すべき緑とはどのようなものか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条では、植生状態、立地条件等を踏まえて、望ましい森林環境の在り方を地域ごとに検討し、その目指すべき状態に向け、計画的に整備等が図られるよう、県が施策を講ずることを規定しております。 御理解を賜りますようお願い申し上げます。
48	第22条 （緑の整備等に関する計画）	○ 県が策定する計画について、どのようなイメージを持つか。	○ 御意見ありがとうございます。 緑の整備等に関し、必要に応じて、新たな計画を策定することのほか、例えば、地域森林計画等の既存の計画により、緑の整備等を推進していくことも含んでおります。 御理解を賜りますようお願い申し上げます。
49	—	○ 大洗町としては、本条例案に対して意見はない。 なお、大洗町では、本条例制定に対して以下のとおり期待をしている。 大洗町では、これまでも、総合計画や景観計画等に基づき、松林等の積極的な保全をしてきた。 具体的には、県や町、さらには大洗ゴルフ倶楽部など、松林の管理者それぞれが役割分担しながら、枯松対策（樹幹注入・空中散布・伐採等）等を実施してきた。 しかしながら、松の剪定を含めたこれらの対応は、費用面など多くの課題もあり、今後も松林を適正に保存整備していくことは、非常に困難な状況も想定される。 そのような中、県、町、事業者等が更なる連携を図り、本町の松林等の積極的な保全整備につながる本条例の制定は、非常に有意義なものと考えている。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、本条例が制定されることにより、関係者が連携し松林等の保全整備がさらに推進されていくことが期待できるものと考えております。 御賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
50	条例全体	○ 国が所有する砂防林の松枯れ被害が深刻であるが、本条例により、長きにわたり村民の安全を守ってきた本村砂防林の保護・育成が、適切な連携と役割分担の下で進捗し、将来にわたり良好に維持保全されるとともに、住民団体等を巻き込んだ新たな活動が活性化するものと期待するものである。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、砂防林の松枯れ対策を行っていく上では、国・県・市町村の適切な役割分担とともに、地域住民や団体との連携協力が不可欠なものであります。 御賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
51	条例全体	○ 豊かな自然と共に人々の暮らしがあり、さまざまな生物が生息していること自体に大きな価値がある。本村でも、里地里山、平地林・斜面林などまとまりのある緑地や海岸林と砂浜といった多様な自然環境があり、緑との共存を大切にしていくためにも、適切な管理が必要であると考え。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、森林や樹木と共存していくためには、森林や樹木の適正な管理が必要であると認識しており、本条例はその実現を図ろうとするものでございます。 御賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
52	第12条 （海岸の緑に関する施策）	○ 松くい虫による海岸防災林への被害を抑えるには予防が重要であると考え。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、松枯れ対策を行っていくことは重要であると認識しておりますので、第12条において、松林等の所有者等に対し、県が実施する施策への協力や、松くい虫被害が発生した場合における速やかな伐倒区駆除について規定しております。 御指摘につきましては、本条例施行後の取組の参考となるよう、県執行部にもお伝えしたいと考えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
53	第2条 （定義）	○ 「緑」の定義において、公益的機能を有しない森林や樹木との判別が難しいと思われる。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例に基づく施策を講ずべき森林・樹木であるかにつきましては、防災・減災に関わるものや、交通の安全に関わるものなど、社会通念に照らして、広く県民生活に影響を及ぼすものであるかを基準として考えております。 また「緑の有する公益的機能」の概念が理解しにくいというご指摘を踏まえ、本条例の目的がより伝わりやすいよう、題名を改めます。
54	第6条 （緑の所有者等の役割）	○ 緑の所有者の役割には、「緑の整備等」としたあいまいな表現ではなく、適正な管理を義務付ける旨を明確に規定すべきではないか。 管理不全な「緑」も必ずあることから、今後行政が助言や指導等が容易にできるようあらかじめ規定すべきではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第3条第1号において、「緑の健全性を確保するための適正な整備又は管理」を「緑の整備等」として定義しております。 その上で、緑の所有者等には、緑の適正な管理の必要性について御理解いただき、自発的に本条例に規定する施策にご協力いただきたいと考えております。 御理解を賜りますようお願い申し上げます。
55	第18条 （緑の所有者等の意欲の高揚等）	○ 上記に付随し、第18条の意欲の高揚等では、所有者への助成金や奨励金等の財政支援を規定すると、より実効的な条文となるのではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第25条において、財政上の措置について規定しており、現在案を採用したいと考えております。 所有者等の意欲の高揚等に資する実効的な施策として、御提案をいただいた所有者等への助成金や奨励金等の財政支援につきましては、条例施行後の施策を検討する上で貴重なものでございますので、県執行部にもお伝えしたいと考えます。
56	第13条第2項 （河川の緑に関する施策）	○ 「適正に管理」という文字が出てくるが、適正の基準が不明確ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 適正な管理の基準に関しましては、植生状態、立地条件等に応じて異なることから、具体の取組において検討していくべきものと考えております。 適正管理の基準が必要である点に関しましては、重要な御指摘でございますので、県執行部と共有し、検討して参ります。
57	—	○ 「緑の所有者の役割において、相隣関係者及び地域の住環境に考慮し、適正な整備、管理に努めるものとする」、という樹枝の越境や落葉によるトラブル回避を目的とする条文を追加してはいかがか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例に基づく施策を講ずべき森林・樹木であるかにつきましては、防災・減災に関わるものや、交通の安全に関わるものなど、社会通念に照らして、広く県民生活に影響を及ぼすものであるかを基準として考えており、現在案を採用したいと考えております。 御理解を賜りますようお願い申し上げます。